

一般事項 1

償却資産に係る固定資産税の堅持

(提案要求先 総務省)
(都所管局 主税局・総務局)

償却資産に係る固定資産税を堅持すること。

< 具体的要求内容 >

償却資産に係る固定資産税を堅持すること。

一般事項 2

国有資産等所在市町村交付金制度の見直し

(提案要求先 総務省)
(都所管局 主税局)

国有資産等所在市町村交付金制度を見直すこと。

< 現状・課題 >

国有資産等所在市町村交付金制度は、固定資産税が非課税とされている「国、地方公共団体の所有する固定資産」のうち、公共の用に供さない貸付資産等について、一般の固定資産との均衡を考慮して、固定資産税に相当する額を所在市町村に交付する制度であるが、地方の課税自主権を強化する観点から、交付金制度の在り方を見直していくことが必要である。

< 具体的要求内容 >

国有資産等所在市町村交付金制度については、固定資産税相当分に加え、都市計画税相当分も交付するよう見直すこと。

一般事項 3

個人事業税の課税方式の見直し

(提案要求先 総務省)
(都所管局 主税局)

個人事業税の課税対象事業を法令に限定列挙する現行の方式を、事業形態や働き方の多様化に即して見直すこと。

<具体的要求内容>

課税の公平性を確保するため、個人事業税の課税対象事業を法令に限定列挙する現行の方式を見直し、事業所得又は不動産所得を有する全ての事業を課税対象とすること。それが実現されるまでの間、社会経済情勢の変化に速やかに対応し、新規業種を課税対象に随時追加すると共に、現行の法定業種についても、納税者にとってより分かり易く且つ税務行政の効率化に資するよう、早急に業種認定の具体的な基準を見直すこと。

一般事項 4

車体課税の見直し及び地方税財源の確保

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 主税局・財務局)

- (1) 自動車を取り巻く環境の変化等を踏まえ、車体課税の在り方を見直すこと。
- (2) 車体課税の在り方を見直す場合には、地方自治体に減収が生じることのないよう、税収規模を維持すること。
- (3) 環境性能割の廃止に伴う地方の減収分は、全ての地方自治体を対象として、国の責任で確実に補てんすること。

<具体的要求内容>

- (1) 自動車を取り巻く環境の変化等を踏まえ、車体課税の在り方を見直すこと。
その見直しに当たっては、自動車税の申告制度を簡素化する等、納税者や課税庁の事務負担軽減にも十分配慮すること。
- (2) 車体課税は、環境負荷など自動車の社会的コストに対し、地方自治体を実施する施策のための貴重な財源となっていることから、その課税の在り方を見直す場合には、地方自治体に減収が生じることのないよう、税収規模を維持すること。
- (3) 環境性能割の廃止に伴う地方の減収分は、全ての地方自治体を対象として、国の責任で確実に補てんすること。

一般事項 5

検索時における電子計算機及び電磁的記録の認証解除

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 主税局)

国税徴収法に基づき行う検索において、滞納者が保有する電子計算機内の電磁的記録を調査するため、電子計算機及び電磁的記録に設定された認証を解除し、電磁的記録を他の記録媒体に複写するのに必要な法改正を行うこと。

<具体的要求内容>

国税徴収法に基づき行う検索において、滞納者が保有する電子計算機内の電磁的記録を調査するため、徴収機関の判断で電子計算機及び電磁的記録に設定された認証を解除し、必要に応じて電磁的記録を他の記録媒体に複写等するのに必要な法改正又は法解釈の提示などの環境整備を行うこと。

一般事項 6

公売公告事項への固定資産評価額及び課される租税公課の追加

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 主税局)

差押不動産を公売に付すにあたり、公売公告事項に差押不動産の固定資産評価額及び課される租税公課の額について明記できるよう、法令を改正すること。

<具体的要求内容>

入札者が入札価額の決定に当たって物件の購入に伴う全体的なコストを把握できるよう、国税徴収法第 95 条の公売公告すべき事項の中に「不動産の固定資産評価額及び課される租税公課の額」を明記すること。

一般事項 7

自動車の所有権移転代位登録の実現

(提案要求先 総務省・国土交通省)
(都所管局 主税局)

所有権留保付き自動車で割賦代金が完済された場合、租税債権者の代位による所有権移転登録が実現できるよう法令を改正すること。

<具体的要求内容>

租税債権者が自動車の所有権移転代位登録を行うに当たって、自動車検査証記録事項変更を租税債権者の代位や監督官庁の職権により変更できるよう法令を改正すること。

留保権者に対して、譲渡証明書、印鑑証明書等の代位申請に必要な書面の提出を義務付けるよう法令を改正すること。

一般事項 8

固定資産税等の徴収制度の改善

(提案要求先 総務省)
(都所管局 主税局)

固定資産税・都市計画税については、法定納期限等以前に設定された抵当権により担保されている債権に優先して徴収できる制度を創設するなど、関連する制度の改善を図ること。

<具体的要求内容>

固定資産税等については、法定納期限等以前に設定された抵当権により担保されている債権に優先して徴収できる制度を創設するなど、関連する制度の改善を図ること。

一般事項 9

差押不動産及び特定参加差押不動産に係る立入調査 権の創設

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 主税局)

滞納者が所有する不動産を第三者が使用しているとき、差押財産等を換価するために必要な調査として国税徴収法に基づいた立入りができるように法令を改正すること。

<具体的要求内容>

国税徴収法に民事執行法第57条と同様の規定を設ける（又は準用する）よう法令を改正し、滞納者の不動産を第三者が使用（占有）している場合も、強制的に立ち入ることができる権限を明記すること。

一般事項 10

地方税収納金整理資金制度の創設

(提案要求先 総務省)
(都所管局 財務局・総務局・主税局)

地方税収納金整理資金制度を創設すること。

<具体的要求内容>

地方税収入の経理の合理化と、過誤納金の還付金等の支払に関する事務処理の円滑化を図るため、国税における国税収納金整理資金制度と同様の制度を創設すること。